

エフビットでんき 契約締結前交付書面

本書の内容を十分にお読みください

本書面および別紙の料金表は、電気事業法に基づきご契約に関する重要な内容についてご説明させていただくものとなっております。また、記載のない事項については当社ホームページ（<https://fbit-denki.com/>）上にエフビットでんき電力供給約款がございますので、そちらもあわせてご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号
 - ◆ エフビットコミュニケーションズ株式会社（小売電気事業者登録番号：A0049）
2. 契約代理店などのお問い合わせ先（ご意見や苦情などを含みます）※代理店などを通じてご契約の場合
 - ◆ 別紙「エフビットでんき申込書」をご確認ください。ご不明な場合は当社へお問い合わせください。
3. お客様からのお問い合わせ先（各種ご相談、契約解除のお申し出、ご意見、苦情など）
 - ◆ エフビットでんきカスタマーセンター（土日祝日、年末年始、お盆期間を除く）
電話番号 0120-323-521 受付時間 09：30～17：00
WEBフォーム https://www.fbit.co.jp/d_mail/inquiry.html
4. ご契約のお申込み方法
 - ◆ 別紙「エフビットでんき申込書」によりお申込みいただきます。なお、本契約は、お客様が本書面を確認・ご理解いただいた上で、「エフビットでんき申込書」をご提出いただいた時点で成立するものといたします。契約内容については、本書と同時に送りする「契約内容のご案内」にてお知らせしております。なお、別途定めた条件を記載した契約書などを取り交わす場合があります。
 - ◆ 契約内容によっては、当社 WEB サイト上からお申込みいただける場合があります。
5. エフビットでんき電力供給約款
 - ◆ 本書面および別紙に記載のない内容は、別途当社が定めるエフビットでんき電力供給約款にて規定しており、お客様にはこれを承諾いただきます。
 - ・ 特別高圧および高圧契約 Q2 <https://fbit-denki.com/faq.html>
 - ・ 低圧契約 Q4 <https://fbit-denki.com/faq1.html>
6. 電磁的方法でのご案内の承諾
 - ◆ ご契約に関する各種書面の交付やご説明は、ご契約に関する各種書面の交付やご説明は、別途書面による交付を希望されるお客様を除き、電子メールの送信や当社ホームページへの掲載など電磁的方法により行うことがあることを承諾したものとみなします。
7. ご案内の一部省略の承諾
 - ◆ ご契約開始後に当社からご契約の変更をご案内する場合、以下の場合は内容を一部省略する場合があります。別途、全てのご説明を希望される場合を除き、お客様にはこれを承諾したものとみなします。
 - ・ ご契約期間の満了にともないご契約期間のみを更新（延長）させていただく場合は、対象のご契約と更新後の満了日以外を省略してご案内する場合があります。
 - ・ ご契約内容を変更させていただく場合は、対象のご契約と変更点以外を省略してご案内する場合があります。
 - ・ ご契約内容の実質的な変更をとみなさない軽微な変更をさせていただく場合は、概要以外を省略してご案内する場合があります。
8. 供給開始日
 - ◆ 他社様からの切り替えの場合、原則はお客様がご希望された月の検針日を供給開始日といたします。
 - ◆ なんらかの事由によりご希望された日に供給開始することができない場合は、当社からお客様へその理由をお知らせするとともに、供給開始日について協議させていただきます。なお、お客様がご希望された供給開始日に供給を開始することができなかった場合、それによりお客様に生じた損害などについては補償できかねますので、あらかじめご了承ください。
9. 供給電圧および周波数
 - ◆ 供給電圧は、低圧契約の場合は 100V または 200V、高圧契約の場合は 6,000V、特別高圧の場合は契約種別名称に記載された電圧となります。
 - ◆ 周波数は、概ね静岡県内の富士川と新潟県の糸魚川を結ぶ線を境目に東側が 50Hz で西側が 60Hz となりますが、混在する地域もありますのでご確認の場合は当社までお問い合わせください。

10. 電気料金の算定方法

- ◆ 電気料金の単価や計算方法は、原則としてご契約の属するエリアの電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項によるみなし小売電気事業者（東京電力や関西電力等を指します。以下、「みなし小売」といいます。）が設けている同名の契約種別の単価から、基本料金もしくは基本料金と電力量料金を割引した単価となります。詳細については別紙の料金表およびエフビットでんき電力供給約款をご確認ください。
- ◆ ひと月の電気料金は、原則として以下の合計金額となります。
 - 基本料金（基本料金単価×契約電力または契約容量など）
 - 電力量料金（電力量料金単価×1ヶ月の電力使用量）
 - 燃料費等調整額（請求月の燃料費等調整単価×1ヶ月の電力使用量）
 - 離島ユニバーサルサービス調整額（請求月の離島ユニバーサルサービス調整単価×1ヶ月の電力使用量）※関西、中国、四国を除くエリアのみ
 - 再生可能エネルギー発電促進賦課金（請求年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×1ヶ月の電力使用量）
- ◆ 付帯契約などを申し込まれる場合は、それらの料金も加算されます。
- ◆ 契約電力の決定方法が協議制の場合、お客様が契約電力を超えて電気を使用した際は超過分の契約電力にかかる基本料金の1.5倍に相当する金額をお支払いいただきます。また、契約電力の見直しについて改めて協議します。
- ◆ 季節や時間帯、電力量などにより料金単価が異なるメニューの場合、その区分はみなし小売が設けている同名の契約種別ごとに定めた区分と同一です。
- ◆ 場合により、以下の割引が適用されます。
 - 料金のお支払いを口座振替とされている場合、1契約につき50円（税抜）/月を割引いたします。ただし、みなし小売が設けている同名の契約種別に口座振替割引が無い場合は、当社も当該口座振替割引は適用いたしません。
 - 各契約種別における力率割引は、みなし小売が設けている同名の契約種別ごとに定めた力率割引と同一の算定方法としております。

11. 燃料や電力取引市場の価格変動によって変動する料金の算定方法

- ◆ 各契約種別における燃料費調整単価は、みなし小売が設けている同名の契約種別ごとに定めたものの同一の算定方法となり、毎月変動いたします。また、みなし小売電気事業者が料金改定などにより算定方法の変更を行った場合、当社から別途ご案内させていただくまでは算定方法を変更いたしません。なお、当社の契約種別がみなし小売電気事業者が燃料費調整単価に上限を設けている契約種別と同名であった場合でも、当社では上限は設けていません。
- ◆ 卸電力取引市場の価格などに連動する料金項目は設けておりません。
- ◆ 離島ユニバーサルサービス調整単価は、みなし小売が設けている同名の契約種別ごとに定めた離島ユニバーサルサービス調整単価と同一の算定方法としており毎月変動いたします。
- ◆ みなし小売が料金改定などにより料金の算定方法の変更を行った場合、当社から別途ご案内させていただくまでは算定方法を変更いたしません。
- ◆ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は日本国政府が定めたものと同一です。

12. NFV プラン・RE プランの内容

- ◆ NFV プランをお申し込みの場合
 - 供給する電源は全て、主に火力発電所や日本卸電力取引所などから調達した再エネと再エネでない電源が混在したものとなり、お申し込みされた比率に応じて非化石証書を割り当ていたします。非化石証書の種類についてご指定のない場合は当社にて適宜選定いたします。
 - 上記により、お申し込みされた比率分は実質的に CO₂ ゼロエミッション電源となります。
- ◆ RE プランをお申し込みの場合
 - 供給する電源は全て、主に火力発電所や日本卸電力取引所などから調達した再エネではない電源となり、お申し込みされた比率に応じて、RE100 の要件を満たす発電所のトラッキング付き非化石証書を割り当ていたします。
 - 上記により、お申し込みされた比率分は実質的に CO₂ ゼロエミッション電源となります。
 - お申し込みされたプランの種別が「RE100」の場合のみ、RE100 の要件を満たします。
- ◆ 非化石証書の割り当て計画について
 - ご契約中（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に割り当てる非化石証書は、特に事前のお申し出が無い場合、当社にて選定したものを適宜割り当てます。ただし、RE プランの場合は RE100 の要件を満たす発電所のトラッキング付き非化石証書を割り当ていたします。
 - 実際に割り当てました非化石証書の内容は、年に 1 度、お客様へ当社ウェブサイトへの掲載、電子メールの送信、書面の送付などの方法にてお知らせいたします。

13. 工事負担金など

- ◆ 当社がお客様とのご契約に関してご契約の属するエリアの一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて工事負担金などの費用を求められた場合は、当社はその実費をお客様からお支払いいただきます。

14. その他費用

- ◆ 電気料金や工事負担金などをお振込みにてお支払いいただく場合、振込手数料はお客様のご負担となります。なお、口座振替やクレジットカードでのお支払い方法をご希望されていた場合におきましても、なんらかの事由により利用ができなかった場合はお振込みにてお支払いいただくこととなりますが、その際の振込手数料はお客様のご負担となります。
- ◆ お客様が電気料金をお支払い期限日までにお支払いされなかった場合、延滞利息としてお支払い期限日の翌日からお支払いの日までの期間に年 14.6 パーセントの割合を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ◆ お客様からのお申し出により以下の書面発行をご依頼される場合は発行手数料をお支払いいただきます。

ご契約の種類	請求書、利用明細書、 領収書、督促状	支払い明細書
特別高圧・高圧	無料	無料
低圧（法人契約）	無料	無料
低圧（個人契約）	1 通につき 220 円（税込）	1 通につき 1,100 円（税込）

※法人契約：主に法人向けで、利用場所ごとに料金を個別にお見積りする契約です。

※個人契約：主に個人向けで、場所を問わず同一料金プランを一律でご提示する契約です。

15. 契約電力、契約容量または契約電流の決定方法

- ◆ 現在既にご契約されている小売電気事業者様から当社にご契約を切り替える場合は原則として現在の数値を引き継ぎます。
- ◆ 現在無契約状態の場所へ新たに当社とのご契約をお申込みされる場合もしくは現在の数値から変更される場合は、みなし小売が設けている同名の契約種別ごとに定めた契約電力または契約容量の決定方法と同一の計算方法を用います。なお、算定に必要な情報が確認できない場合などの場合は、当社とお客様との協議によって定めます。詳細についてはエフビットでんき電力供給約款をご確認ください。

16. お支払い方法

- ◆ 電気料金のお支払い方法は、お振込み、口座振替、クレジットカード（低圧のみ）のいずれかとなります。ただし、なんらかの事由により口座振替またはクレジットカードが利用できなかった場合は、当該のご請求については全てお振込みにてお支払いいただきます。
- ◆ 電気料金以外の費用が発生した場合は、全てお振込みにてお支払いいただきます。

17. 供給した電力の計測方法および料金の調定方法

- ◆ 料金の算定期間は、ご契約の属するエリアの一般送配電事業者が定める検針日から次の検針日の前日までを1ヶ月分として算定いたします。
- ◆ 検針日以外の日を始期又は終期とする期間にて料金をご請求することとなった場合は基本料金を日割りにより計算します。詳細については当社のエフビットでんき電力供給約款をご確認ください。
- ◆ 電力メーターの故障などが発生した場合は、ご契約の属するエリアの一般送配電事業者の意見を参考の上、お客様との協議を行います。

18. 契約期間と更新

- ◆ 原則、ご契約開始日から1年間となります。契約満了の3ヵ月前までにお客様もしくは当社から解約や変更の申し出が無い場合は、同条件にて1年間の自動更新となります。
- ◆ 当社からご契約解除または変更の申し出を行う場合は、書面により行います。

19. 契約の中途解約

- ◆ ご契約期間中においても、お客様はお客様のご希望される日に当社とのご契約を解除することができます。ただし、お手続きの処理に要する日数上、お申し出から3営業日程度かかる場合があります。

20. 中途解約金・違約金

- ◆ 特別高圧契約または高圧契約の場合、お客様からのお申し出もしくはお客様に責のある事由により、ご契約を開始または更新をされた日から1年未満の日にてご契約を解除される場合、中途解約金が発生いたします。中途解約は、ご契約を開始または変更されてから解約されるまでにお支払いいただく電気料金の内、基本料金と電力量料金の20%に相当する金額となります。詳細な金額をご確認されたい場合は、当社までお問い合わせください。また、以下の場合は中途解約が発生いたしません。
 - 電気を使用されている施設が天災地変などのやむを得ない理由により使用できなくなった場合。
 - その他、当社が中途解約金を免除した場合。
- ◆ お客様が次の場合に料金の全部または一部を免れた場合は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。
 - 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
 - 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合。

21. 契約の変更または解除に関するその他条件

- ◆ 契約電力（または容量・電流など）を引き上げた場合、原則として引き上げた月から1年間は引き下げることはできません。

22. 当社からの解約申し出

- ◆ お客様が当社からご請求させていただいた料金についてお支払い期限を過ぎてもお支払いされない場合など、一部のみお支払いいただいた場合でもご契約を解除させていただきます。
- ◆ お客様の責によらず、当社からご契約を解除させていただく場合があります。その場合、電気事業法に則して事前にお客様へご案内いたします。

23. 保安に関するご協力

- ◆ お客様の敷地内にて電気設備や配線などに異常を発見された場合は、速やかに当社もしくはご契約の属するエリアの一般送配電事業者へお申し出ください。
- ◆ ご契約の属するエリアの一般送配電事業者が所有する設備へ影響を及ぼす工事などを実施される場合はあらかじめお申し出ください。なお、工事の内容を変更もしくは中止いただく場合があります。
- ◆ お客様の敷地内にて電気設備などへ問題が発生した場合や保安のために工事が必要となった場合は、作業員の立ち入りにご協力ください。

24. 電気の使用制限

- ◆ お客様の電気の使用がお客様以外の電気の使用に問題を発生させる可能性がある場合、原因となるお客様の設備などを改修または使用を停止いただきます。また、問題が解消されない場合は送電の停止やご契約を解除させていただく場合があります。

25. 反社会的勢力の排除

- ◆ お客様は、自己又は自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）、代理人若しくは媒介する者が、次の各号（以下、各号に該当するものを合わせて「暴力団関係者」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。
 - 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - その他前各号と密接な関係を有する者
- ◆ お客様は、自己の依頼に基づいて本契約の代理又は媒介をする者その他の関係者が 暴力団関係者に該当しないことを表明しかつ保証していただきます。
- ◆ お客様が本契約に関連して締結した、または将来締結する契約の相手方（以下「履行補助者」という。）および履行補助者の代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者に該当しないことを表明しかつ保証していただきます。
- ◆ お客様が虚偽の申告をしたことが判明した場合、または次の各号の一つに該当する事項を行った場合、当社の負う一切の債務の期限の利益を失わせ、自己の債務の履行を停止し、且つ催告することなく本契約を解除することができます。係る解除権の行使は、解除者から被解除者に対する損害賠償の請求を防げません。
 - 暴力団関係者への利益供与を行った場合
 - 自己または第三者を利用して当社に自己又は関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
 - 自己または第三者を利用して当社に詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
 - 自己または第三者を利用して当社名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をした場合
 - 自己または第三者を利用して相手方の業務を妨害した場合又は妨害するおそれのある行為をした場合
 - 暴対法に違反した場合
- ◆ お客様は、上記に基づいて期限の利益を喪失し、履行を停止され、契約を解除された場合であっても、当社に対し、損害の賠償を請求することはできません。
- ◆ 当社は、お客様の履行補助者が暴力団関係者に該当する事が判明した場合、お客様に対し、当該履行補助者との契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができます。
- ◆ 当社は、お客様が前項の求めを拒否し、または応じない場合には、本契約を解除することができます。この場合の解除についても、前各項の規定を準用します。

26. 個人情報の取り扱い

- ◆ 当社はお客様よりご提供いただいた個人情報について以下の範囲内で利用いたします。
 - ご本人確認、ご契約に伴うサービス提供開始・変更・廃止ならびに工事に係ること。
 - ご利用料金の請求に係ること。
 - 当社サービスの改善・変更・追加に係ること。
 - その他、当社の営業に係ること。
- ◆ ご提供いただく個人情報はお名前・住所・電話番号・メールアドレス・お支払いいただく金融機関情報など、当社サービス提供に際し必要となる情報に限ります。
- ◆ サービス提供のため、当社が指定する外部業務委託業者・法令等に基づき公的機関からの開示要請があった場合の当該公的機関へ個人情報を提供する場合がございます。
- ◆ 当社は契約解除後も、本利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合がございます。
- ◆ ご提供いただいた個人情報に関してのご確認等については下記窓口へお問合せください。
- ◆ 個人情報保護担当窓口 ※土日祝日、年末年始、お盆期間を除く

TEL：075-672-4111（9：00～17：00）mail：privacy@fbit.co.jp

27. ご契約の解除（クーリングオフ）に関するお知らせ

- ◆ 特定商取引に関する法律上の訪問販売または電話勧誘販売によりお申し込みいただいた本書面記載のご契約については、お客さまが本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面（以下「解除書面」という）により無条件でご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- ◆ 上記にかかわらず、当社がご契約の解除を妨げる目的でご契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または当社がご契約の解除を妨げる目的で威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまが契約の解除（クーリングオフ）を行わなかった場合には、当社がご契約の解除を行うことができる旨を記載して別途交付する書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、解除書面によりご契約の解除を行うことができます。
- ◆ ご契約の解除は、お客さまが解除書面を発した時にその効力を生じます。
- ◆ ご契約の解除があった場合においては、当社は、ご契約の解除にともなう損害賠償または違約金の支払いを請求しません。
- ◆ ご契約の解除があった場合には、当社は、既にご契約に基づきお客さまに対して電気供給等のサービスを提供したときにおいても、ご契約にかかるサービス提供の対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆ ご契約の解除があった場合において、当社は、ご契約に関連してお客さまから金銭を受領しているときは、速やかにその全額を返還します。
- ◆ お客さまがご契約の解除を行った場合において、ご契約にかかるサービスの提供にともないお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- ◆ 解除書面についてはハガキなどにより当社宛に郵送等をお願いいたします。
- ◆ 解除書面には、お申込みいただいたご契約、申込年月日、契約を解除する旨、供給地点特定番号（申込書にご記入いただいた〇から始まる22桁の番号）、ご契約名、連絡先をご記入ください。
- ◆ 解除書面郵送先
〒601-8001 京都府京都市南区東九条室町23
エフビットコミュニケーションズ株式会社 エフビットでんき請求管理

28. その他

- ◆ 別途お客様と契約書などを締結し、その内容が本紙の内容と異なる場合は、締結した契約書などの内容が優先されます。
- ◆ お客さまが現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際には、違約金の支払い等、不利益を生じる場合がありますので、詳細は、現在ご契約の小売り電気事業者とのご契約内容をご確認下さい。

以上